

○特定小型原動機付自転車運転者講習事務に関する事務処理要領の制定について  
(通達)

(令和5年6月20日岡交企第251号警察本部長例規)

各部長  
首席監察官  
各統括官 殿  
運転免許センター長  
各所属長

この度、別添のとおり特定小型原動機付自転車運転者講習事務に関する事務処理要領を制定し、令和5年7月1日から施行することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

特定小型原動機付自転車運転者講習事務に関する事務処理要領

## 第1 総則

### 1 目的

この要領は、特定小型原動機付自転車運転者講習に関する規程(令和5年岡山県公安委員会規程第7号。以下「規程」という。)第6条の規定により、特定小型原動機付自転車運転者講習事務に関する事務処理要領を定め、その事務の適正かつ効果的な処理を図ることを目的とする。

### 2 用語の定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 受講命令 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第108条の3の5第1項の規定による命令をいう。
- (2) 講習 法第108条の2第1項第15号に掲げる講習をいう。
- (3) 危険行為 法第108条の3の5第1項に規定する特定小型原動機付自転車危険行為をいう。
- (4) 特定小型原動機付自転車違反報告書 特定小型原動機付自転車運転者による違反行為に係る交通切符、交通反則切符その他の報告書類をいう。
- (5) 調査書類 特定小型原動機付自転車違反報告書(以下「違反報告書」という。)、特定小型原動機付自転車危険行為登録票(以下「危険行為登録票」という。)その他受講命令手続に関する書類をいう。
- (6) 命令した旨の通知 受講命令を決定した都道府県(方面)公安委員会(以下「命令公安委員会」という。)から被命令者の住所地を管轄する都道府県(方面)公安委員会(以下「住所地公安委員会」という。)に対して行う命令を決定した旨の通知をいう。
- (7) 命令執行依頼 命令時における被命令者の住所地が命令公安委員会の管轄区域内にない場合において、命令公安委員会が、その者に対する特定小型原動機付自転車

運転者講習受講命令書(道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)別記様式第22の11の3の命令書をいい、以下「受講命令書」という。)の交付を住所地公安委員会に依頼して行うことをいう。

- (8) 警察署等 警察署、交通部交通指導課、交通部交通機動隊及び交通部高速道路交通警察隊をいう。
- (9) 警察署長等 警察署等の長をいう。
- (10) 取締り警察官 交通違反の取締り、交通事故の現場処理及び交通事故を起こした運転者等の取調べに従事する警察官をいう。

### 3 都道府県警察間の連絡、協力

受講命令に関する書類の送付、命令執行依頼に関する事務等の実施に当たっては、関係都道府県警察と相互に緊密な連絡と協力を行うものとする。

### 4 受講命令の迅速性、的確性の確保

- (1) 受講命令は、特定小型原動機付自転車運転者講習管理プログラムに登録された危険行為登録に基づいてされるものであるから、登録は迅速、的確に行うものとする。
- (2) 講習は、交通に危険を及ぼすおそれのある者の危険性を迅速、的確に改善することによって交通の安全を図ることを目的とするものであるから、受講命令を必要と認める事由が生じたときは、その事由の発覚の時に於いて明らかな事実に基づいて速やかに命令をし、もって将来における道路交通上の危険を防止するものとする。

## 第2 危険行為登録票等

### 1 特定小型原動機付自転車運転者の違反行為の報告

- (1) 取締り警察官は、特定小型原動機付自転車運転者の違反行為を検挙したときは、速やかに違反報告書を作成して警察署長等に報告しなければならない。この場合において、当該違反行為が交通事故を伴うものであり、かつ、当該交通事故の調査に相当の時間を要するものであるときは、まずは違反行為の事実について警察署長等に即報するものとする。
- (2) 取締り警察官は、受講命令が取締り警察官の作成した違反報告書に基づいて行われるものであることに留意し、違反行為の事実認定を適正に行い、かつ、違反報告書の記載を正確に行うものとする。

### 2 警察署長等の措置

#### (1) 危険行為登録票の作成

ア 警察署長等は、違反報告書に係る事案について、次に掲げるものを除き、特定小型原動機付自転車危険行為登録票(様式第1号。以下「危険行為登録票」という。)を作成するものとする。

(ア) 送致不相当と認めた事案

(イ) 明らかに危険行為が認められないもの(交通切符及び交通反則切符に係る事案については、罪名が危険行為ではないもの)

イ 警察署長等は、交通関係の事務の処理に従事する警部補以上の階級にある警察官の中から、危険行為登録票作成責任者を指定し、1(1)の違反報告書の受理及び危険行為登録票の作成をその者において一元的に行わせるようにするものとする。

ウ 危険行為登録票作成責任者は、違反報告書の受理状況等を特定小型原動機付自転車危険行為登録票作成・審査状況一覧(様式第2号。以下「審査状況一覧」という。)に記載するものとする。

#### (2) 危険行為登録票の点検

ア 警察署長等は、警部以上の階級にある警察官の中から、危険行為登録票に関する審査責任者を指定するものとする。

イ 審査責任者は、危険行為登録票の記載に必要な事項が正確かつ明瞭に記載されているかどうかを点検するものとする。

ウ 審査責任者は、審査責任を明らかにするため、審査状況一覧に審査結果を記載するものとする。

#### (3) 危険行為登録票の送付

ア 危険行為登録票は、交通部交通企画課(以下「交通企画課」という。)に送付するものとする。

イ 危険行為登録票の送付に当たっては、当該事案の事実の証明に必要な調査書類を添付するものとする。この場合において、危険行為登録票の送付期限までに関係書類を作成することができないときは、追送するものとする。

ウ 警察署長等は、(2)ウの審査状況一覧の記載及び事件の送致記録によって、危険行為登録票の作成及び送付が適正に行われているかどうかについて指導監督し、違反行為の報告のあった事案について不適正な処理が行われることのないように配慮するものとする。

エ 警察署長等は、危険行為登録票を送付した事案について、登録内容の変更又は登録を不相当とする事情が生じたときは、速やかにその旨を交通部交通企画課長(以下「交通企画課長」という。)に連絡するものとする。

#### (4) 危険行為登録票の送付期限

危険行為登録票の送付期限は、原則として次のとおりとする。

ア 交通切符及び交通反則切符に係る違反 危険行為を検挙したときから2週間以内

イ 人身事故等に係る違反 ひき逃げ等で危険行為を行った者が判明しない場合、被疑者の否認及び目撃者の不在により交通事故の事実認定に時間を要している場合等の特殊なものを除き、危険行為を認知したときから30日以内

### 第3 危険行為登録

#### 1 危険行為登録審査官の指定

交通企画課に、危険行為登録審査官を置き、警部補以上の階級にある警察官をもって充てる。

## 2 登録審査

- (1) 危険行為登録審査官は、警察署長等から送付された危険行為登録票に係る違反行為が危険行為登録の対象になるか否かを審査し、当該危険行為の事実認定が適正に行われており、かつ、事実の証明が十分であるかどうかについて審査するものとする。
- (2) 登録審査の結果、危険行為登録票に誤りがなく、事実の証明が十分であると認めるときは、危険行為登録を行って警察庁に当該データを送信するものとする。ただし、違反事実の不存在又は事実誤認があると認める事案及び交通事故に関して危険行為をした者の不注意の程度が極めて軽微であり、かつ、当該交通事故の際の具体的事情において、その者に結果予見及び結果回避を期待することができない又は結果予見及び結果回避が困難であったと認められる事案(以下「事実不存在等事案」という。)については、危険行為登録を行わないものとする。
- (3) 登録審査に関する事務は、危険行為登録審査官において、個々の事案について交通企画課長の決裁を受けるものとする。

なお、登録審査の結果、事実不存在等事案に該当して危険行為登録を行わない場合又は3により危険行為登録を削除する場合については、その理由を危険行為登録票に付記するものとする 3

## 3 登録削除

危険行為登録審査官は、危険行為登録をした後に事実不存在等事案であることが判明したときは、当該事案を危険行為登録から削除するものとする。

## 4 危険行為登録の迅速処理

登録審査は、危険行為登録票の受領後直ちに行い、審査のために危険行為登録に遅延を来すことがないようにするものとする。この場合において、調査書類の記載内容に不備があり、補充調査を必要と認める事案があるときは、明らかに事実不存在等事案である場合を除き、危険行為登録を行い、当該事案について受講命令がされるまでの間において補充調査を行うものとする。

## 5 危険行為登録結果の確認

危険行為登録審査官は、警察庁から送付された危険行為登録に関するデータを確認し、登録に誤りがないかを確認するものとする。

## 第4 受講命令に向けた手続

### 1 受講命令に関わる行政手続

- (1) 危険行為を反復してした者について、受講命令をする必要があると認められる場合には、関係する危険行為に関する調査書類を確認した上で、行政手続法(平成5年

法律第 88 号)の規定に基づき、当該者に弁明の機会を付与した上で、受講を命ずるものとする。

(2) (1)による弁明の機会の付与は、弁明通知書(聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成 6 年国家公安委員会規則第 26 号)別記様式第 16 号)により行うものとする。

(3) 関係する危険行為が他の都道府県警察の管轄区域でされたものである場合は、当該区域を管轄する都道府県警察から当該危険行為の事実の証明に必要な調査書類の送付を受けるものとする。

## 2 受講命令ができない場合

受講命令は、危険行為を反復してした者が、更に特定小型原動機付自転車を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがないと認められるときは受講を命ずることができないことから、交通事故によって下半身不随となり、特定小型原動機付自転車を以後運転できなくなったような者については、受講を命じないものとする。

## 第 5 受講命令書の交付

### 1 受講命令書の交付の主体

受講命令書の交付は、交通企画課又は警察署等が行うものとする。

### 2 受講命令書交付の際の留意事項

(1) 受講命令書を交付する際には、受講命令書の記載内容について記載漏れ又は記載誤りがないかを確認するものとする。

(2) 受講命令書の交付はあらかじめ口頭で命令の理由を告げてから行うものとする。

(3) (2)の口頭による告知の際に、告知を受けた者から命令の理由について誤りがある旨の申立てがあったときは、次により措置するものとする。

ア 申立てが過去の危険行為について、その不存在を理由とするものである場合

架空の事実について危険行為登録がなされていることはあり得ない旨を説明し、申立ての内容に真実性がある場合には、人的同一性の有無を再調査した後受講命令書を交付するものとする。

イ 申立てが過去の危険行為の発生日又は違反名の誤りに関するものである場合

当該告知を受けた者から危険行為の年月日、違反名等について具体的内容の陳述があり、かつ、その内容に信頼性が認められる場合に限り、一時、受講命令書の交付を見合わせ、当該危険行為に係る調査書類によって事実を再確認した後、受講命令書を交付するものとする。

ウ 申立てが過去の危険行為の刑事処分の不起訴又は無罪等を理由とするものである場合

当該申立ての内容に相当の理由があり、危険行為登録の内容に事実誤認のおそれ認められる場合に限り、一時、受講命令書の交付を見合わせ、改めて事案内容を審査するものとする。

- (4) 被命令者に対し受講命令書を交付するときは、受講命令書の交付をした者において、受講命令書に受講の期間の始期及び終期並びに受講命令書の交付年月日を記載して行うものとする。

### 3 命令した旨の通知及び命令執行依頼

- (1) 命令した旨の通知及びその通知の際の命令執行依頼は、次により行うものとする。

ア 岡山県公安委員会が受講命令の決定をした場合で、住所地公安委員会が岡山県公安委員会以外の公安委員会である場合は、命令した旨の通知を行うものとし、被命令者が住所地公安委員会が実施する講習の受講を希望している場合は命令執行依頼をすることができるものとする。

イ 命令した旨の通知は、特定小型原動機付自転車命令通知書(様式第3号。以下「命令通知書」という。)を送付して行うものとする。

ウ 命令通知書を送付する際に併せて命令執行依頼をするときは、被命令者に交付する受講命令書を添付するとともに、必要に応じて調査書類の写し等を添付して行うこと。

- (2) 命令執行依頼を受けた場合の措置

1 及び 2 に定められた方法により、受講命令書の交付を行うものとする。受講命令書を交付した場合は、特定小型原動機付自転車命令執行通知書(様式第4号。以下「執行通知書」という。)により、その旨を遅滞なく命令公安委員会に連絡するものとする。

なお、被命令者が住所地にいない場合は、特定小型原動機付自転車命令書返送書(様式第5号)により受講命令書を命令公安委員会に返送するものとする。

### 4 受講命令書を交付できない場合

被命令者の所在が不明である場合、被命令者が懲役又は禁錮である場合その他の受講命令書を交付することができない場合は、受講命令書を交通企画課において保管しておき、所在が判明するなど受講命令書を交付することができるに至った場合に備えるものとする。

## 第6 受講命令登録等

### 1 受講命令登録

受講命令登録は交通企画課において行うものとし、命令執行依頼をした場合を除き、受講命令書を交付した日に行うものとする。命令執行依頼をした場合は、命令執行通知書を受けた日に行うものとする。

### 2 講習受講の督促

被命令者が講習を受講しなかった場合及び命令執行依頼を受けた場合であって当該依頼に係る被命令者が講習を受講しなかった場合は、講習の受講を督促するものとする。

## 第7 講習の実施等

### 1 受講申請書の受理

規程第5条の特定小型原動機付自転車運転者講習受講申請書の受理に係る事務は、交通企画課長が行うものとする。

### 2 講習の実施

講習の実施に係る細部事項については、別に定める。

### 3 受講済登録

被命令者に対して講習を行った場合は、原則として講習を実施した日に交通企画課において受講済登録を行うものとする。

## 第8 その他

### 1 調査書類等の保存

調査書類等の保存期間は、受講命令に係る事案に係争中である場合を除き、次のとおりとする。

- (1) 危険行為に関する文書 危険行為をした日から4年
- (2) 受講命令を執行した事案に関する文書 受講命令書に記載された受講すべき期間が経過した日から4年
- (3) 受講命令を決定したが、受講命令書未交付の事案に関する文書 受講命令を決定した日から3年

### 2 特定小型原動機付自転車運転者講習に係る広報等

- (1) 交通企画課長は、交通安全教育の場等を通じて特定小型原動機付自転車運転者講習制度の周知に努めるものとする。
- (2) 交通企画課長及び警察署長等は、取締り警察官に対する指導教養を徹底し、交通取締りの際に、違反運転者から特定小型原動機付自転車運転者講習制度に関する質問があった場合においても、適切な応答ができるようにしておくものとする。